

のびのびファイン運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人北海長正会が開設する「のびのびファイン」（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護、北広島市介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものに限る。以下「地域密着型通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を下記のとおり定める。事業所は、要介護状態となった場合においても、そのお客様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、お客様の社会的孤立感の解消及び心身の維持並びにお客様の家族の身体的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、お客様の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、お客様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画書および予防通所介護計画書を作成し、計画的にサービス提供を行うものとする。

- 2 事業所は、介護技術の進歩に適応して適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとし、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、お客様が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、自治体、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図りながら適切なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 サービス提供にあたっては懇切丁寧に行うことを旨とし、お客様一人ひとりの人格を尊重し、お客様がそれぞれの役割をもって日常生活を送ることができるよう相談援助、機能訓練その他必要なサービスをお客様の立場に立って提供するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 のびのびファイン
- （2）所在地 北広島市富ヶ岡509番地31（北広島リハビリセンター内）

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管 理 者 1名（常勤専従 但し機能訓練指導員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
- （2）機能訓練指導員 2名（常勤専従 通所介護の個別機能訓練の提供及び第一号通所事業の運動器機能向上サービスの提供をそれぞれ兼務）
機能訓練指導員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行う。

(3) 生活相談員 1名（常勤専従）

生活相談員は、お客様及び家族からの相談に対する援助、利用申し込みに対する調整、居宅介護支援事業者等との連携・調整を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画書および介護予防通所介護計画書の作成等を行う。

(4) 介護職員 3名（常勤職員2名、非常勤職員1名）

介護職員は、地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活の世話及び介護、機能訓練を行う。

(5) 看護職員

事業所は、指定障害者支援施設 北広島リハビリセンター療護部と協力契約を締結する。看護職員は、事業従事者から利用者様の健康状態についての情報提供をもとに、サービス提供時間を通じて利用者様の健康状態を把握し、また急変時の対応を行う。そして事業従事者との密接かつ適切な連携を図り、利用者様の健康状態の維持・改善に努める。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日を除く。

その他、法人が定めた休日。

(2) 営業時間：午前9時00分から午後5時30分までとする。

(3) サービスの提供時間： 1単位目（午前） 午前9時25分から午後12時30分
2単位目（午後） 午後1時30分から午後4時35分

(4) 電話等により、営業時間において連絡が可能な体制とする。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、各単位18名とする。

1単位目：18名

（地域密着型通所介護等の内容）

第7条 地域密着型通所介護等の内容は、次に掲げるもの及びその他必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 通所介護計画書、又は介護予防通所介護計画書を作成・説明し同意を得ます。

(2) 健康状態の確認、日常生活上の介護及び送迎

(3) 機能訓練及びレクリエーション

(4) 生活相談等

（利用料等）

第8条 地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各お客様の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 お客様に提供するサービスの内、個人活動訓練（アクティビティー等）で必要となる経費（備品購入費）については、お客様に実費相当額となることを説明したうえで負担してもらうこととする。

3 地域密着型通所介護等の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必

要となるものに係る費用については実費を徴収する。

- 4 利用料の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用）について記載した領収書を交付する。
- 5 サービスの提供開始に際し、あらかじめ、お客様又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様にお客様又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 事業の実施地域は、北広島市とする。

（苦情を処理するために講ずる措置）

第10条 お客様の相談又は苦情等に対する常設の窓口（連絡先）を設置し、担当者を配置するとともに、円滑かつ迅速に苦情処理を行うため次の処理体制・手順を講じるものとする。

- (1) 連絡先（窓口） （電話番号）011 - 373 - 1711 （FAX） 011 - 373 - 5842
- (2) 相談・苦情窓口 生活相談員 永田 みずき
- (3) 相談・苦情責任者 管理者 谷口 勝也
- (4) 受付時間 9：00～17：30
- 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
 - (1) 訓練担当者から苦情の報告があった場合は、直ちに管理者がお客様に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、現場の担当者からも事情を確認する。
 - (2) 管理者は、関係する職員を集め検討会議を行う。
 - (3) 検討後、お客様への謝罪を含め、速やかに具体的な対策を講じます。
 - (4) 苦情に至った経緯、対応策を記録し、再発防止に役立てます。
 - (5) 提供するサービスに起因し生じた業務遂行中の事故、業務の結果に起因する事故等の賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を行う。
 - (6) サービスの質の向上に向けた研修、環境改善等を実施し、お客様に満足していただける対応を心掛ける。

（サービス利用に関する留意事項）

第11条 お客様のサービスの利用に関する留意事項を次のとおりとする。

- (1) 施設・設備の使用上の注意
 - ① 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用する。
 - ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、お客様に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合がある。
 - ③ 当事業所の従業者や他のお客様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはでない。
- (2) 健康上の注意
 - ① お客様はサービスの利用にあたって、必要に応じて医師の診断やサービス利用時の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に伝え、また、特に感染症の疑いが少しでもあるような場合は必ず事前に事業所へ連絡するなど、事業所が適切なサービス提供を

行えるよう留意するものとする。

② 喫煙については、事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできないものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 地域密着型通所介護等従業者は、サービス提供中にお客様の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力病院に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てるとともに、非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第 14 条 お客様の使用する施設、設備について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ自治体、保健所等の助言、指導を求めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 事業所は、地域密着型通所介護等従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 地域密着型通所介護等従業者は、業務上知り得たお客様又は家族の秘密を保持する。

3 地域密着型通所介護等従業者であった者に、業務上知り得たお客様又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2022年4月1日から施行する。